



### 復興に向けて

3月11日の大震災から5か月が経過しようとしています。

この間、多くの皆様が大変な苦勞をなさりながら復旧・復興に向かって来られたことと存じます。その甲斐もあって、いわき経済にも業種による違いはありますが、明るさや活気が見えてきました。私どもの事務所においても、お盆を前にしてようやく震災の特例対応や雇用安定助成金への集中的な取り組みから通常の業務に転換することができるようです。そして何よりこれからは、復興本番への動きを支援していければと思っております。私どもにできることの一步として、復興に必要な情報発信に努めていきたいと思っております。今回は、震災関連の助成金と雇用促進税制等についてお届けいたします。是非ご活用下さい。 菊地秀明

### 震災で拡充された助成金について

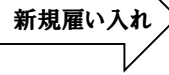
- 被災者雇用開発助成金 (難易度: ☆)**  
注) ☆の数が少ないほど受けやすい助成金です。  
**1年間で90万円 (又は60万円)**  
東日本大震災により離職者又は被災地域に居住する求職者を継続して1年以上雇用する場合に助成金が支給されます。
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 (難易度: ☆)**  
**助成額アップ 総額80万円から90万円に!**  
有期雇用期間3ヶ月 (毎月10万円) 及びその後3ヶ月定着した場合に (60万円) 助成されます。
- 3年以内既卒者 (新卒扱い) 採用拡大奨励金 (難易度: ☆☆)**  
**助成額が100万円から120万円に!**  
正規雇用から6ヶ月定着した場合に助成されます。  
1事業所10回まで
- 実習型雇用試行雇用奨励金 (難易度: ☆☆☆)**  
**被災者の方も助成金の対象に!**  
採用から6ヶ月 毎月10万円  
正規雇用後1年 計100万円 総額160万円  
未経験分野への再就職を希望している求職者を原則6ヶ月の期間の定めのある労働契約を結び、その期間で企業の実習や座学を通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用とつなげる助成金です。
- 成長分野等人材育成支援事業 (難易度: ☆☆☆☆)**  
**様々な分野 (業種) で利用できるようになりました!**  
Off-JT 訓練費用1コース20万円 (3コース)  
OJT 1時間600円  
東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した事業所がその労働者に職業訓練 (off-JT: 通常の業務を離れて行うものは必須) を実施した事業主に対して訓練費用が助成されます。

### 雇用促進税制がスタート

前期より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした場合に、従業員増加一人あたり20万円の法人税 (個人事業の場合は所得税) の税額控除が受けられる制度です。



事業年度開始  
2ヶ月以内に  
雇用促進計画を  
提出



事業年度終了後  
2ヶ月以内に  
報告書を提出

～ポイント～

- ・1年間で2人以上 (大企業は5人) かつ、10%以上従業員数を増加させること
- ・適用年度及びその前年度に、**事業主都合による離職者がいないこと**

通常の助成金とは異なり、税法上の控除につき、その他の要件は、お付き合いの税理士さんにお問い合わせ下さい。

平成23年9月分より厚生年金料率が変わります。

(旧) 16.058% ⇒ **(新) 16.412%**

手続契約のお客様については、別途保険料案内をお送り致します。

### 事務所からのお知らせ

—休業日のお知らせ—

8月12日 (金) ~ 8月15日 (月) はお盆休みの為、休業させていただきます。

**詳しくは当事務所までご相談下さい**

編集後記... 未曾有の大震災から150日あまりが過ぎ、まだまだ完全には言えませんが、少しずつ日常が戻ってきているように感じています。  
「日常」の尊さを忘れることなく、日々を精一杯生きていこうと思います。(H.W)

< あすか社会保険労務士法人 / 株式会社 あすかインテグレート >  
〒970-8036 いわき市平谷川瀬字仲山町10-1 グランSATOU FL  
TEL 0246-38-9001 FAX 0246-24-3243 <http://www.asuka-sr.com/>

